

令和 8 年 7 月 3 0 日 開 会

第 7 9 3 回 む つ 市 教 育 委 員 会 会 議

参 考 資 料

議案第 3 号	1 頁
報告第 1 号	3 頁
報告第 11 号	7 頁

議案第三号 参考資料

G I G A スクール端末等

納入場所：市内各小中学校



【主な仕様】

品名	規格、仕様等		数量
タブレット パソコン	品名	HP Fortis Flip G1m 11 Chromebook	1,029台
	幅	293mm	
	奥行き	199.5mm	
	高さ	19.65mm	
	重量	1.19kg	
	OS	ChromeOS	
	プロセッサー	MediaTek Kompanio 520 プロセッサー	
	メモリ	4GB	
	ストレージ	32GB	
	ディスプレイ	11.6インチ タッチパネル対応	
	無線通信機能	IEEE802.11ax以上対応	
	タッチペン	HP USIリチャージブルペン	
	その他機能	Webカメラ	
		日本語対応キーボード（防滴機能付）	
ソフトウェア	Google GIGA License		1,029ライセンス

報告第一号 参考資料

1) 小中学校におけるエアコンの設置状況について

事業概要

現 状

✓令和5年度の夏にむつ市史上初の猛暑日を観測したほか、熱中症アラートの発令により休校措置が講じられた。児童生徒の健康上の危険を回避し、安全な教育環境を確保するため、市内全小中学校の普通教室等に冷房設備を設置することとした。

✓エアコン設置台数:小学校306台、中学校169台

✓ポータブルクーラー等台数

:小学校161台、中学校149台
(ウィンドウクーラー含む)

✓設置場所:エアコンは全ての普通教室に設置済
ポータブルクーラー等は特別教室(特別支援教室、音楽室、理科室等)に優先して設置している。なお、優先順位は学校へのヒアリングにより決定

✓総工事費 5億7,655万5,100円

財源内訳

地域振興基金

4億6,604万0,310円

学校教育施設等整備事業債

1億0,490万5,100円

一般財源

561万4,790円

問題点

✓キュービカル容量が不足しているため、ポータブルクーラーを一斉に点けると停電となる。そのため、学校全体の活用状況を精査しながらの運用となる。

✓設置したエアコンは家庭用のため耐用年数が低い(6年)。ポータブルクーラーはそれよりも寿命が短いとされている。故障した際に修理するより本体購入とした方が安価であるため、定期的に入替コストが生じる。

対応策

✓キュービカル容量は、電源必要量を精査して、増設を行うことにより、学校全体での運用に余裕幅を持たせる必要がある。

✓エアコン及びポータブルクーラーは故障率を見込み、定期的に修繕及び入替を実施していく必要がある。これにより、教育環境に影響を与えずに運用される。しかし、補助の活用が難しいことから財政負担は大きい。

所管事務調査資料【教育委員会】

2) 小中学校におけるICTの取組状況について (GIGAスクール端末等)

事業概要

現 状

- ✓児童生徒1人1台端末と校内ネットワークを活用し、個別最適化されたICT教育を推進する。
- ✓端末台数は全5,678台(児童生徒3,187台、予備・廃棄予定2,491台)。市内全児童生徒に配布済。
- ✓令和2年度から配備した端末について、令和7年度から順次更新中であり、令和10年度で更新完了予定。
 - 令和7年度 1,528台(小学校711台、中学校817台)
 - 令和8年度 1,029台(小学校497台、中学校532台)
 - 令和9年度 771台(中学校771台)
 - 令和10年度 365台(中学校365台)

✓端末の購入については、「青森県公立学校情報機器等整備事業費補助金」を活用している。本補助金の交付率は3分の2。

- ✓令和8年度学校情報ネットワーク等管理業務委託
契約金額 29,128,000円

- ✓令和8年度GIGAスクールネットワーク機器更新業務委託
契約金額 47,300,000円

問題点

- ✓児童生徒1人1台端末を活用したICT教育の規模や頻度が大きく増加したことにより、常に安定稼働が求められ、新しいICT環境の運用に伴う学校現場および教育委員会の業務負担が増加している。
- ✓GIGAスクール端末の整備には補助金が活用できる一方で、ネットワーク管理・機器更新委託料には国や県からの支出金等がなく、全額を市の一般財源(単費)で賄う計画となっており、財政負担が大きい。

対応策

- ✓ICT支援員との連携を強化し、定期的な情報共有や課題整理を行うことで、新たなICT環境にも円滑に対応できる体制の強化を図る。
- ✓国の補助制度や交付金についても継続的に情報収集し、活用可能な財源を積極的に検討する。

2) 小中学校におけるICTの取組状況について（備品・ソフトウェア等） MUTSU CITY

事業概要

現 状

- ✓ ○電子黒板35台 市内小・中学校15校
 - 大型モニター39台 市内小・中学校18校
電子黒板及び大型モニターは、教材の投影などに活用
 - サイネージ(電子看板)16台 校内小・中学校16校
学校の玄関、教室などで案内掲示や学習教材の投影などに活用
- 上記全90台 55,197,000円(うち6割が補助金)

導入ソフトウェア

- ✓ ○ミライシード(AIドリル) 市内全小学校2～6年生
2,423,000円
授業、補充学習、家庭学習におけるドリル学習
- ロイロノートスクール 市内全小・中学校
3,095,000円
考えの表現及び共有、双方向の授業展開
- Canva(キャンバ) 市内全小・中学校
教育版のため無償
考えの表現及び共有、AI機能による画像編集など
- Adobe Express 市内全小・中学校
教育版のため無償
考えの表現及び共有、AI機能による画像編集など

問題点

- ✓ ○教員の得手不得手によって活用頻度が異なる。
- 家庭のWi-Fi環境によって持ち帰った際の活用方法が制限される。
- 電子黒板及び大型モニターの整備率は50%弱に留まっている。すべての教室に整備するためには、まとまった財源が必要となる。
- AIドリルについては、各学校の実態が異なるため、ニーズも多様である。各学校の実態に合わせたAIドリル等の整備を考えると必要がある。

対応策

- ✓ ○タブレット活用講座の開催、学校への随時訪問を通して、電子黒板やソフトウェアの使用方法について講義・演習を行っている。
- 保護者の携帯電話等のテザリング機能を使用することが可能であること、長期休業中に公共施設にWi-Fi環境を整えることを周知している。

報告第十一号 参考資料

む 教 生 第 116 号
令和 8 年 6 月 29 日

青森県教育委員会
教育長 風張 知子 様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
現状変更（捕獲）許可申請について（進達）

標記の件について、むつ市長より提出された文書を別添のとおり、文化庁長官あてに進達いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

担当:むつ市教育委員会 生涯学習課
森田 賢司
TEL: 0175-31-1188
FAX: 0175-24-1912
Mail: morita_kenji@city.mutsu.lg.jp

む 教 生 第 116 号
令和 8 年 6 月 29 日

文化庁長官 伊藤 学司 様

青森県むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
現状変更（捕獲）許可申請について（進達）

令和 8 年 6 月 24 日付、む農林第 159 号で、天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（捕獲）について、むつ市長より許可申請が提出されましたので、当教育委員会の所見を付して、別添のとおり進達します。

記

・むつ市教育委員会の所見

今回の捕獲は、第 3 次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）に基づき、加害群除去等の捕獲を行うものである。この計画については、「下北半島ニホンザル対策評価科学委員会」で承認を受けている。また、捕獲後の殺処分した個体についても、学術調査に資する配慮がなされており、申請内容は妥当と考えられる。

担当：青森県むつ市教育委員会 生涯学習課
森田 賢司

Tel： 0175-31-1188

FAX： 0175-24-1912

Mail： morita_kenji@city.mutsu.lg.jp

む農林第 159 号
令和 8 年 6 月 24 日

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一 様

むつ市長 山本 知也
(公 印 省 略)

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
現状変更許可申請書の進達方について

このことについて、文化財保護法第 125 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出しますので、文化庁への進達方について、お願いいたします。

〒 035-8686 むつ市中央一丁目 8 番 1 号
担当 : むつ市農林水産部農林畜産課
主任 相内
TEL : 0175-22-1111 内線 2626
FAX : 0175-22-1373
E-mail : nourin@city.mutsu.lg.jp

む農林第 1 5 9 号
令和 8 年 6 月 2 4 日

文化庁長官 伊藤 学司 殿

青森県むつ市中央一丁目 8 番 1 号
むつ市長 山 本 知 也
(公 印 省 略)

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更許可申請書

文化財保護法第 1 2 5 条第 1 項の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 天然記念物の名称
天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
2. 指定年月日
昭和 4 5 年 1 1 月 1 1 日
3. 天然記念物の所在地
青森県むつ市及び下北郡
4. 所有者の氏名住所
日本国
5. 権限に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
なし
6. 管理団体がある場合は、その氏名又は名称及び住所
なし
7. 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
なし
8. 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
上記申請者のとおり
9. 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）を必要とする理由
下北半島に生息するニホンザルは、個体群・個体数の増加による群れの分裂化及び行動域の拡大に加えて、耕作地への定着化など、農作物への被害が後を絶たない状況にある。

また、人家周辺にも定着し、人的被害・人家侵入被害及び生活環境被害の発生や地域住民に対する威嚇など、精神的被害が発生し、地域住民との軋轢が生じている。

過去には青森県第2次特定鳥獣保護管理計画及び青森県第3次特定鳥獣保護管理計画に基づき平成20年12月12日付け20委庁財第4の1474号、平成22年2月19日付け受庁財第4の892、平成23年2月28日付け22受庁財第4の1977、24受庁財第4号の450、25受庁財第4号の1046、27受庁財第4号の384、29受庁財第4号の429及、元受文庁第4号の704、3文庁第389号、5文庁第1892号及び6文庁第1702号により文化庁から許可を受け、捕獲し、個体数調整及び加害群除去等をしてきたところである。

今年度は、令和3年度3月策定の第3次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）を指針としながら、市町村管理事業計画を策定し個体数調整及び加害群除去によるニホンザル被害への対応を図り、下北半島に生息するニホンザルの生息環境の保持と住民生活の安心・安全を図るものである。

実施するにあたり、当市において、ニホンザル管理事業実施計画書案を作成し、令和8年6月2日に開催された「下北半島ニホンザル対策評価科学委員会」では、特段の指摘事項がなく、令和8年度市町村管理事業実施計画について承認された。

10. 現状変更等の内容及び実施方法

捕獲に当たっては、箱わな又は麻酔銃を使用し、天候・周囲の安全を十分に確認しながら実施する。

捕獲後は、炭酸ガス又は電気銃により殺処分し、標本として利用し北里大学が学術研究を行う。提供終了後は焼却又は埋葬処理。

捕獲予定群れ名	生息頭数	捕獲予定頭数	備 考
K o 2 - A 群	5 7 頭 + α	5 7 頭	加害群除去
K o 2 - B 群	3 6 頭 + α	3 6 頭	加害群除去
S 1 - A 群	2 3 頭 + α	2 3 頭	加害群除去
S 1 - B 群	3 2 頭 + α	3 2 頭	加害群除去
O s 1 群	6 3 頭 + α	6 3 頭	加害群除去
M 2 - B 1 群	2 4 頭 + α	2 4 頭	加害群除去
M 2 - B 2 群	2 6 頭 + α	2 6 頭	加害群除去
A 2 - 8 5 群	1 8 頭 + α	1 8 頭	加害群除去
A 8 7 - A 群	7 1 頭 + α	7 1 頭	加害群除去

○ 1－A群	4 4 頭＋ α	4 4 頭	加害群除去
○ 2－B群	2 9 頭＋ α	2 9 頭	加害群除去
A b 1 群	5 9 頭＋ α	5 9 頭	加害群除去
A b 2 群	1 1 頭＋ α	1 1 頭	加害群除去
I 2－A 1 群	2 1 頭＋ α	6 頭	個体数調整
I 2－A 2 群	1 0 頭＋ α	3 頭	個体数調整
S 2 群	2 4 頭＋ α	7 頭	個体数調整
○ s 2 群	3 5 頭＋ α	1 1 頭	個体数調整
A 2－8 4 A 群	2 9 頭＋ α	9 頭	個体数調整
A 2－8 4 B 群	1 5 頭＋ α	5 頭	個体数調整
A 8 7－B 群	4 6 頭＋ α	1 4 頭	個体数調整
ハナレザル	—	4 1 頭	加害個体除去
合 計	捕獲上限 5 8 9 頭		

※ 今後、群れの状況によっては、捕獲対象を変更することもあるが、その際の捕獲頭数は今回の捕獲予定頭数合計の589頭を上限として対応する。

※ 生息頭数について、青森県令和7年度(2025年度)下北半島ニホンザルモニタリング調査報告書を参考。

1 1. 現状変更等により生ずべき物件の滅失・若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

第3次第二種特定鳥獣管理計画に基づく加害群除去等については、「下北半島ニホンザル対策評価科学委員会」が開催された結果、申請頭数内の捕獲であれば、下北地域個体群が永続できる規模であり、特に問題ないとの見解である。また、捕獲したニホンザルのデータを記録することにより保護管理のための資料とするなど天然記念物の保存に及ぼす影響等について配慮されているものである。

1 2. 現状変更等の着手及び終了の予定年月日

着 手 令和8年9月 1日

終 了 令和9年8月31日

1 3. 現状変更等に係わる地域の番地 青森県むつ市一円（別添・地形図のとおり）

1 4. 現状変更等に係わる工事その他の行為の施行者の氏名及び住所

・ [redacted] 山崎 秀春
(北限の野生動物管理センター理事等・向精神薬試験研究施設設置者登録者)

・ [redacted] 蒲 裕喜
(むつ市農林水産部農林畜産課総括主幹・わな猟免許保持者)

・ [redacted] 相内 一彦
(むつ市農林水産部農林畜産課主任・わな猟免許保持者)

・ [redacted] 近藤 涉
(むつ市農林水産部農林畜産課野猿公苑管理人)

・ [redacted] 加藤 恵哉
(むつ市農林水産部農林畜産課野猿監視人・わな猟免許保持者)

・ [redacted] 日隅 雅晃
(むつ市農林水産部農林畜産課野猿監視人)

・ [redacted] 柴田 隼
(むつ市農林水産部農林畜産課野猿監視人・わな猟免許保持者)

・ [redacted] 石川 彰
(むつ市農林水産部農林畜産課野猿監視人)

・ [redacted] 富岡 伸司
(むつ市農林水産部農林畜産課野猿監視人)

・ [redacted] 藤江 正春
(むつ市農林水産部農林畜産課野猿監視人・わな猟免許保持者)

・ [redacted] 橋本 政敏
(むつ市農林水産部農林畜産課野猿監視人)

・ [redacted] 坂本 幸喜
(むつ市農林水産部農林畜産課野猿監視人)

15. その他参考となるべき事項

【添付書類】

- ①むつ市に生息するニホンザルの個体群等管理概要
- ②むつ市に生息するニホンザル生息状況分布及び捕獲区域図
- ③捕獲檻（箱わな）仕様書・参考資料
- ④狩猟免許・向精神薬試験研究施設設置者登録証
- ⑤ニホンザル捕獲記録（様式）
- ⑥下北半島に生息するニホンザルの個体群と個体数（令和7年度）
- ⑦下北半島のニホンザルによる農作物等被害の推移〔市町村別〕
- ⑧令和8年度むつ市ニホンザル管理事業実施計画書

むつ市に生息するニホンザルの個体群等管理概要について

1. 加害群による被害状況について

- S 1－A群、S 1－B群、S 2群（恐山街道から高梨地区）について

平成19年度に群れが確認され、むつ市の市街地側へ行動域が拡大傾向である。平成27年度から高梨地区へ出没し、残渣野菜を採食するなど、季節的に集落での目撃が増加している。

S群が令和2年度にS 1－A群・S 1－B群・S 2群の3つの群れにし、それぞれの群が一年を通じて人家周辺及び耕作地へ出没している。加害群除去等の被害対策を講じてはいるが、依然として農作物被害が発生している。

- I 2－A 1群、I 2－A 2群（大畑町、風間浦村下風呂地区）について

I 2－A 1・A 2群は風間浦村下風呂地区及び大畑町の赤川・佐助川・木野部・釣屋浜・二枚橋・大畑道地区を行動域とし、一年を通じて群れ全体で人家周辺及び耕作地へ出没しており、被害対策を講じているが、農作物被害が発生している。

- O s 1群、O s 2群（奥薬研～恐山～城ヶ沢及び桜木町地区）について

O s 1群は城ヶ沢地区に出没するようになり、農作物に被害をあたえている。

O s 2群は桜木町付近にたまに出没している。

被害の拡大を防ぐため、加害群除去等の被害対策を講じていく。

- K o 2－A群、K o 2－B群（大畑町、高梨、関根地区）について

以前は小目名から新田地区周辺を行動域としていたが、現在、高梨から関根地区方面にも行動域を拡大し、季節的に人家周辺及び耕作地に出没し、農作物被害を及ぼしている。

K o 2群が令和3年度にK o 2－A群・K o 2－B群の2群の群れになり、さらに行動範囲が広がり、追い払い等の対策が追いついていない。また、以前出没しなかった耕作地へも出没し、被害の拡大が懸念されている。

- A 2－8 4 A群、A 2－8 4 B群（脇野沢地区）について

A 2－8 4群が平成19年度にA 2－8 4 A群・A 2－8 4 B群・A 2－8 4 C群の3つの群れに分裂し、このうち、A 2－8 4 AとA 2－8 4 B群が一年を通じて人家周辺及び耕作地へ出没している。加害群除去等の被害対策を講じ対策の効果がみられているが、依然として農作物被害が発生している。

行動域は、脇野沢九艘泊地区から七引地区・辰内地区までとしているが、A 2－8 4 Aについては新たに北側の滝山地区や東側の口広地区に拡大傾向である。

- A 2－8 5群（脇野沢地区、川内町蛸崎及び宿野部地区）について

A 2－8 5群は現在、脇野沢滝山地区から川内町宿野部地区までを行動域とし、加害群除去等の被害対策の効果がみられている。

一年を通じて群れ全体で人家周辺及び耕作地へ出没し、集落への依存度も高いことから、これまで通り、被害対策を講じていく必要がある。

- A 8 7－A群、A 8 7－B群（脇野沢地区）について

A 8 7－A群は、脇野沢九艘泊地区から田ノ頭地区まで行動域としているが、近年、東側へ拡大傾向である。季節的に農地へ出没し、電気柵等の被害対策を実施しているが、農作物被害

が発生している。

A 8 7－B 群は、脇野沢ガンケ山周辺から九艘泊地区を行動域としており、たまに集落に下りて、農作物被害や生活環境被害が発生している。

- O 1－A 群、O 2－B 群（脇野沢地区）について

O 群の分裂群で平成 1 6 年度頃、2 つ（O 1 群と O 2 群）に分裂し、平成 2 2 年度に O 2 群が 2 つ（O 2－A 群と O 2－B 群）に分裂、平成 2 5 年度に O 1 群が 2 つ（O 1－A 群と O 1－B 群）に分裂、令和 7 年に O 2－B 群が 2 つ（O 2－B 1 群と O 2－B 2 群）に分裂し現在に至っている。

O 1－A 群については、滝山地区周辺を行動域としていたが、年々南下し、田ノ頭地区まで行動し、農作物被害を及ぼしている。

O 2－B 1 及び B 2 群については、源藤城・滝山地区周辺を行動域とし、追い払い等の対策をおこなっても、人がいなくなるときを見計らって耕作地へ出沒し、農作物被害を及ぼしている。

- M 2－B 1 群、M 2－B 2 群（川内町湯野川～家ノ辺地区）について

一年を通して湯野川～安部城地区に出沒し、農作物に被害を与えており、追い払い等の対策をおこなっている。

頭数増加に伴い、令和 7 年度に分裂し、農作物及び生活環境被害の拡大が懸念されるため、加害群除去等の対策を講じていきたい。

- A b 1 群、A b 2 群（川内町安部城～下小倉平地区）について

川内町安部城～銀杏木地区を行動域としていたが、年々南下し、下小倉平地区まで行動範囲を広げ、令和 7 年度には、安部城周辺を行動域とするサルと下小倉平地区周辺を行動域とするサルに分裂している。

群れの分裂と行動域の拡大に伴い、農作物被害の拡大が懸念されるため、加害群除去等の対策を講じていきたい。

2. ハナレザルによる被害状況について

- むつ市街地について

城ヶ沢から関根地区周辺にそれぞれ 1～2 頭ずつ出沒しており、直接的被害は発生していないが、住宅地等に出沒しているため、人家侵入等の被害が懸念されている。

- 大畑町について

木野部から正津川地区周辺にそれぞれ 1～2 頭ずつ出沒し、付近の耕作地で農作物に被害を与えている。

- 川内町について

襲川からは蛸崎地区及び畑地区周辺にそれぞれ 1～2 頭ずつ出沒しており、農作物被害も出ている。

- 脇野沢について

小沢から源藤城及び寄浪地区周辺に 1～3 頭ずつ出沒し、農作物及び生活環境被害も出ているため、捕獲や追い払い等の対策をおこなっている。

3. 現在とられている防除対策について

【野猿監視人及び鳥獣被害対策実施隊】

むつ市では、旧脇野沢村から猿害防止のため、野猿監視人を1年を通して配置している。現在は野猿監視人及び鳥獣被害対策実施隊と改め、脇野沢地区4名、川内地区1名、むつ地区2名、大畑地区1名体制で追い上げ・追い払い及びモニタリング調査（個体群・個体数・行動域等調査）を行っている。

サルの子群れには、テレメトリー発信器を装着させ、受信機により群れの位置を常に確認し、人家周辺及び耕作地へ出没する際に、電動ガン、パチンコ等を使用し、被害軽減に努めている。

また、人的被害及び人家侵入被害が発生した際には、いち早く状況等を確認し、問題個体の特定に努めている。

【モンキードッグによる追い上げ】

むつ市では、犬を活用した追い上げ・追い払いを平成20年度から脇野沢地区、平成23年度から大畑地区、平成26年度から川内町野平地区で導入し、令和8年度現在は脇野沢地区に2頭おり、農作物被害等の軽減を図っている。

導入にあたり、警察犬訓練所と協議し、訓練士が犬種や個体を選定、基礎訓練を行いながら、5月～10月の月2回程度現地にて実際にサルを追う訓練を行っている。

運用方法は、野猿監視人及び鳥獣被害対策実施隊が監視業務の際、モンキードッグ犬舎から各群れの出没場所に引き連れて追い上げを行う。

【住民による追い払い】

サルの出没状況に応じて地域住民に対し、追い払いの協力を求めている。出没の際には、積極的に耕作地へ駆けつけ追い払いを行い、自己防除の意識が高まっている地域もある。

【電気柵の設置】

農作物被害防止として鳥獣被害対策実施隊による追い上げ等とともに国及び県の補助を受けカモシカ食害対策事業により1997年（平成9年度）から2006年（平成18年度）まで簡易型電気柵を設置している。（14,048m設置）

さらに中山間地域総合整備事業及び里地棚田保全整備事業により、国・県の補助事業を導入し、鳥獣害防止柵等を脇野沢地区、大畑地区に整備している。（13,042m設置）

また、平成20年度に初めて文化庁の補助を受け、ニホンザル食害対策事業により、猿用電気ネット柵・京大方式電気柵をむつ地区・大畑地区、川内地区、脇野沢地区に設置（平成20～令和 年度29,080m設置）し、近年は650m前後の延長の電気柵の設置をすすめ、農作物被害等の防止対策とする。

4. 危害防止のための措置等

麻酔銃による捕獲については、天候及び場所を選び安全を確認しながら麻酔銃を使用する。

麻酔薬の取扱にあたっては、向精神薬試験研究施設設置者の下、催眠鎮静剤デクスメトミジン塩酸塩を使用し、捕獲時の体重見積りを正確にすることで麻酔薬の過剰量投与を避け、ニホンザルに与える危険を極力回避する。

ニホンザルに対しては、過度の負担をかけないために「デクストミトル0.1」を2ml使用する。これは、ケタミンに換算すると100mgであるため、鳥獣保護法で定める1回のケタミン投与量が5700mgを超えないため危険猟法にはあたらない。

また、周囲に人がいる恐れのある場所では捕獲しない。更には麻酔銃の発射の際には、

補助者が周囲の安全を確認し細心の注意を払い、予期せぬ事故を防止する。

